

# 国立国会図書館 調査及び立法考査局

Research and Legislative Reference Bureau  
National Diet Library

論題 Title	「障害者による文化芸術活動」の推進
他言語論題 Title in other language	Promoting Cultural and Artistic Activities by Persons with Disabilities
著者 / 所属 Author(s)	石渡 裕子 (Ishiwatari, Hiroko) / 国立国会図書館調査及び立法考査局専門調査員 総合調査室
雑誌名 Journal	レファレンス (The Reference)
編集 Editor	国立国会図書館 調査及び立法考査局
発行 Publisher	国立国会図書館
通号 Number	815
刊行日 Issue Date	2018-12-20
ページ Pages	01-20
ISSN	0034-2912
本文の言語 Language	日本語 (Japanese)
摘要 Abstract	障害者基本法と文化芸術基本法の下で行われてきた推進策の経緯を概観した上で、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律について、その意義及び基本計画策定に向けての動きを整理する。

\* 掲載論文等は、調査及び立法考査局内において、国政審議に係る有用性、記述の中立性、客観性及び正確性、論旨の明晰（めいせき）性等の観点からの審査を経たものです。

\* 意見にわたる部分は、筆者の個人的見解であることをお断りしておきます。

# 「障害者による文化芸術活動」の推進

国立国会図書館 調査及び立法考査局  
専門調査員 総合調査室 石渡 裕子

## 目 次

はじめに

### I 障害者による文化芸術活動の意義

- 1 文化芸術活動とは何か
- 2 障害者が文化芸術活動を行う意義

### II 障害者による文化芸術活動に対する施策

- 1 障害者基本法と障害者基本計画
- 2 障害者福祉関連の条例における「文化芸術」と施策
- 3 文化芸術基本法と基本方針・基本計画
- 4 文化振興のための条例、計画等への波及と施策
- 5 文化庁・厚生労働省等の共催による懇談会

### III 推進法成立以後の動き

- 1 障害者文化芸術活動推進会議と有識者会議
- 2 地方自治体の取組

おわりに

キーワード：障害者福祉、障害者基本法、文化芸術、文化芸術基本法、障害者文化芸術活動推進法

## 要 旨

- ① オリンピック・パラリンピックはスポーツの祭典と同時に文化の祭典でもあり、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、日本各地で「文化プログラム」が実施されている。その中には障害者の文化芸術活動を対象としたプログラムも含まれている。障害者による作品等に接する機会が増える中、平成30(2018)年6月、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」(以下「推進法」という。)が成立した。文化芸術活動を障害者が行う意義としては、これまでに「生活の質の向上」、「治療・リハビリテーション」、「レクリエーション」、「社会参加」、「経済的自立」、「障害者の地位の回復」等が挙げられている。
- ② 障害者による文化芸術活動に対する推進策として、これまで障害者基本法及び同法に基づく障害者基本計画(第1次～第4次)を核とする障害者福祉としての推進策と、文化芸術基本法及び文化芸術の振興に関する基本的な方針(第1次～第4次)・文化芸術推進基本計画を踏まえた文化芸術としての推進策が行われてきた。地方自治体の条例や計画にも影響を与え、「文化芸術」を明記した障害者福祉関連の条例や、文化振興のための条例が制定され、障害者による文化芸術活動の振興に関する施策が全国各地で行われている。また、文化庁と厚生労働省等の共催で、障害者による文化芸術活動の推進に関する懇談会が複数開催され、提案等が行われた。さらに東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催が決定したことにより、障害者による文化芸術活動推進の機運が興隆し、検討が進んできている。
- ③ 推進法成立以後、同法に規定された関係行政機関で構成する障害者文化芸術活動推進会議、及び学識経験者によって構成する障害者文化芸術活動推進有識者会議が開催され、推進法に期待することについて多様な意見・指摘・要望等が示された。国の基本計画案作成のためのワーキンググループが設置され、計画案作成に向けた検討が始まっている。また、同法により障害者による文化芸術活動の推進に関する計画策定が努力義務とされたことから、地方自治体でも計画策定に向けた検討を進め、障害者文化芸術活動支援センターの開設や相談体制整備等が開始されている。
- ④ 福祉施策と文化施策はそれぞれの法律・条例や法に基づく計画等により様々に実施されてきた。推進法の成立により、障害者による文化芸術活動の推進に向けた方策が立案され、障害の有無にかかわらず共生社会の実現に向けての議論が、今後一段と深まることが期待される。

## はじめに

オリンピック・パラリンピックはスポーツの祭典と同時に文化の祭典でもある。このため、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、「文化プログラム」<sup>(1)</sup>が日本各地で実施されている。その中には障害者<sup>(2)</sup>の文化芸術活動を対象としたプログラムも含まれている。障害者による作品等に接する機会が増す中で、平成30(2018)年6月に、議員立法により「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」(平成30年法律第47号。以下「推進法」という。)が成立した。同法は第3条で、障害者による文化芸術活動の推進の3つの基本理念を掲げている。すなわち、①障害者による文化芸術活動(文化芸術の鑑賞・参加・創造)を幅広く促進すること、②障害者による芸術上価値が高い作品等の創造に対する支援を強化すること、③障害者の作品等の発表や文化芸術活動を通じた交流等を促進し、住民が心豊かに暮らすことのできる住みよい地域社会の実現に寄与することである。

本稿では、文化芸術活動の範囲、障害者が文化芸術活動を行う意義について概観した後、障害者基本法(昭和45年法律第84号)と文化芸術基本法(平成13年法律第148号)の下での障害者による文化芸術活動推進の経緯と、推進法成立後の動きを整理する。

## I 障害者による文化芸術活動の意義

### 1 文化芸術活動とは何か

「文化芸術」という語を初めて法律の題名に取り込んだのは、平成13(2001)年12月7日、文化芸術全般にわたる基本的な法律として議員立法により成立した文化芸術振興基本法である。同法は、観光やまちづくり、国際交流等を視野に入れた総合的な文化芸術政策の展開が求められる中、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会が、スポーツの祭典であると同時に文化の祭典でもあり、我が国の文化芸術の価値を世界へ発信する大きな機会<sup>(3)</sup>であること等も踏まえ、平成29(2017)年に改正され、文化芸術基本法と改題された。

\* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、平成30(2018)年11月2日である。また、平成31(2019)年4月30日の翌日に改元が予定されているが、執筆時点では新元号が不明であることから、本稿では、同日以降も、平成の元号を使用している。

(1) オリンピック憲章において「文化プログラム」の開催を明記している。詳しくは、福士輝美「近代オリンピックと文化プログラム—2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて—」『レファレンス』778号、2015.11, pp.1-24. <[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_9535017\\_po\\_077801.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_9535017_po_077801.pdf?contentNo=1)> 参照。

(2) 障害者は「障がい者」、「障害者」と表記する場合があるが、本稿では引用を除いては「障害者」と表記する。障害者の定義としては、特に限定する場合を除き、障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条の定義「身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」による。平成30年版の『障害者白書』では、我が国の障害者の概数は、身体障害者(身体障害児を含む。)436万人、知的障害者(知的障害児を含む。)108万2千人、精神障害者392万4千人であり、複数の障害を併せ持つ場合もあるため単純な合計にはならないが、国民のおよそ7.4%が何らかの障害を有していることになる、としている。(内閣府『障害者白書 平成30年版』p.235. <<http://www8.cao.go.jp/shougai/whitepaper/h30hakusho/zenbun/index-pdf.html>>)

(3) 「文化芸術基本法 2. 改正の背景」文化庁ウェブサイト <[http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka\\_gyosei/shokan\\_horei/kihon/geijutsu\\_shinko/index.html](http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/shokan_horei/kihon/geijutsu_shinko/index.html)>

同法において、「文化芸術」は明確には定義されていない<sup>(4)</sup>が、「芸術」に関しては第8条で「文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術」、第9条で「映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術」と規定し、その範囲を示している。また、「芸能」に関しては第10条で「雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能」、第11条で「講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能」を挙げている。第12条では「生活文化（茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化をいう。）」、「国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。）」、「出版物及びレコード等」を挙げ、文化芸術の範囲について具体的に例示している<sup>(5)</sup>。これらの文化芸術の活動には受動的側面（鑑賞）、能動的側面（参加、創造）の両面が含まれる<sup>(6)</sup>。

また、障害者基本法は、平成23（2011）年の第3次改正により、旧第22条（新第25条）の「文化」が「文化芸術」と改められたが、当該改正後の同法においても「文化芸術」の定義は示されていない<sup>(7)</sup>。

以上の点を踏まえ、本稿では、「文化芸術」活動を幅広く捉え、「芸術」や「芸術文化」<sup>(8)</sup>よりも広く、「生活文化」や「国民娯楽」なども含む活動（鑑賞、参加、創造・表現）と定義して論を進める。

## 2 障害者が文化芸術活動を行う意義

推進法の第1条では、法の目的を「障害者の個性と能力の発揮」、「社会参加の促進」を図ることとしている。

障害者が文化芸術活動を行う意義については、身体障害・知的障害・精神障害という障害種別や、障害を有した年齢、程度など<sup>(9)</sup>と、どのような文化芸術活動（例えば音楽、造形、身体表現等）を行うかの関連性を踏まえた考察が必要である<sup>(10)</sup>。意義に関する意見としては、例えば次のものがある。

まず、医療や福祉の現場において、芸術（アート）は鑑賞や創造のほか、地域との交流や他者とのコミュニケーションツールとなり、障害者の生活の質（Quality of life: QOL）<sup>(11)</sup>の向上に役立つ

(4) 河村建夫・伊藤信太郎編著『文化芸術基本法の成立と文化政策—真の文化芸術立国に向けて—』水曜社、2018、p.90。「『芸術文化』という場合には、「芸術をはじめとする文化」として「芸術」が中心的なものとしてとらえられる場合があるのに対して、「文化芸術」という場合には、「芸術」はいくつかの文化の分野の中の一つのものとして、他の分野のものと並列にとらえられるものと思われる。」としている。また、「その分野は多岐にわたるとともに、多様であるため、「文化芸術」のすべてを包含して規定することはなかなか困難である。」としている。

(5) 根木昭・佐藤良子『文化芸術振興の基本法と条例』水曜社、2013、pp.62-64。

(6) 同上、p.125。

(7) なお、第177回国会の衆議院内閣委員会では「文化」ではなく「文化芸術」と書くことの意義について質疑があり、「例えば知的障害がある方がさまざまな内面を発露する芸術活動をする、それが社会的にも評価されている、そのことに対して政府としてもより積極的な支援をしていく、そのためにこの文言（筆者注:「芸術」）を入れたという理解でよろしいでしょうか」という確認がなされた。（第177回国会衆議院内閣委員会議録第14号 平成23年6月15日 p.17.）

(8) 「芸術文化」と「文化芸術」の使い分けについては、上原有紀子「芸術文化活動への財政支援のあり方」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』628号、2009.1.22、pp.1-2。<[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_1000563\\_po\\_0628.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1000563_po_0628.pdf?contentNo=1)>を参照。

(9) 石渡和実「障害者福祉における福祉人材」日本社会福祉学会事典編集委員会編『社会福祉学事典』丸善出版、2014、p.726。

(10) 藤澤三佳「DOING SOCIOLOGY 障害者と芸術にかかわるフィールドワークから—福祉・医療と「芸術」の交差—」『ソシオロジ』45巻3号、2001.2、p.103。

(11) QOLについては分野によって概念・定義が異なるとされている。猪口孝監修『QOLと現代社会—「生活の質」を高める条件を学際的に研究する—』明石書店、2017、p.239。



つと考えられている<sup>(12)</sup>。

また、精神療法の1つとして芸術療法<sup>(13)</sup>がある。絵画療法、心理劇、箱庭療法、詩歌療法など技法は様々であるが、治療・リハビリテーションのほかに、日常に楽しみを与えるレクリエーションや創作活動等を通じて自己実現をはかるという意義もあるとされる<sup>(14)</sup>。

また、レクリエーションとしては、茶道・華道・書道など「生活文化」に関する活動もあり、全国各地で講座や講師派遣などの支援が行われている<sup>(15)</sup>。

このような文化芸術活動は、障害者の埋もれている芸術的才能を発掘して自己肯定感を育む<sup>(16)</sup>という意見や、作品の展示や公演を行うことによって障害者が社会参加する1つの方法となった<sup>(17)</sup>という意見がある。作品の芸術性が高い場合は、販売や商品等への活用によって収入を得ることによる障害者の経済的自立につながる場合があるという指摘<sup>(18)</sup>もある。

さらには、障害者の芸術作品等に興味が寄せられ広まっていくことにより、障害者の地位の回復や偏見の払拭<sup>(19)</sup>につながる意義も挙げられている。

## Ⅱ 障害者による文化芸術活動に対する施策

推進法の基本理念の1つ目は、文化芸術を鑑賞し、参加し、創造することができるよう障害者による文化芸術活動を幅広く促進することである。障害者による文化芸術活動の推進に関しては、これまでも法令の制定や改正、計画の策定、具体的な施策の取組が、国・地方自治体・民間により行われてきた。本章では、国としての施策が始まる契機となった障害者権利条約以降、障害者福祉及び文化芸術それぞれの基本法の下でどのような施策が展開されてきたかについて経緯と現状を述べる。また、基本理念の2つ目は、障害者による芸術上価値が高い作品等の創造に対する支援の強化である。障害のある日本人作家の作品を大規模に紹介する展示会が海外で開催され、好評を博した<sup>(20)</sup>という背景もあり、創造活動等の支援に関する懇談会が、文

(12) 林容子「医療、福祉と芸術」高野健人ほか編『社会医学事典』朝倉書店、2002、pp.80-81。ここでのQOLの向上とは、患者の立場に立って少しでも居心地の良い人間的な環境を作ることで、音楽や美術は重要な役割を持つ、としている。

(13) 芸術療法 (art therapy) とは、文学、音楽、絵画、陶芸等の創造的活動が精神疾患の治療過程になんらかの貢献をしてくれることを狙った治療法である。(上島国利・丹羽真一編『NEW 精神医学 改訂第2版』南江堂、2008、p.109.)

(14) 星野良一・森則夫「芸術療法」今西二郎編『五感の生理・病理・臨床』(別冊・医学のあゆみ) 医歯薬出版、2006、pp.32-36。

(15) 例えば、手芸、音楽、書道、陶芸、絵画、工芸、料理、舞踊などの講師を、在宅の障害者グループを対象に、無料で派遣する。「ふれあい創作活動」『朝日新聞』(山梨版) 2002.9.19。

(16) 川井田祥子『障害者の芸術表現—共生的なまちづくりにむけて—』(文化とまちづくり叢書) 水曜社、2013、p.127。

(17) 服部正「日本の福祉施設と芸術活動の現在—アウトサイダー・アートと障害者アートのはざままで—」藤田治彦編『芸術と福祉—アーティストとしての人間』(阪大リーブル 014) 大阪大学出版会、2009、p.243。

(18) 服部正「欧米におけるアウトサイダー・アート/アール・ブリュット」服部正編著『障がいのある人の創作活動—実践の現場から—』あいり出版、2016、p.109。

(19) 岩井康頼「「障害者アートの現在」とアール・ブリュットの動向—障害のある人たちの芸術表現への取り組みとその可能性—」『弘前大学教育学部紀要』118号、2017.10、p.68。

(20) 例えば、平成20(2008)年2月のスイスでの「ジャポニ」展(「アウトサイダー・アートのスイスで「ジャポニ」展 知的障害者ら12人出品」『毎日新聞』(滋賀版) 2008.2.19.)、平成22(2010)年3月のパリでの「アール・ブリュット・ジャポネ」展(「障害者アート 本場パリで反響 初の「ジャポネ」展 異例の集客」『朝日新聞』(大阪版) 2010.10.4、夕刊。)などがある。

化庁・厚生労働省等の共催により複数開催され、取りまとめが行われた。その内容を概観する。基本理念の3つ目は、地域において障害者が創造する文化芸術の作品等の発表や障害者による文化芸術活動を通じた交流等の促進により、住民が心豊かに暮らすことのできる住みよい地域社会の実現に寄与することである。地方自治体では、これまでも障害者の文化芸術活動について多くの施策が行われているが、これらの中から特徴的な施策もあわせて紹介する。

## 1 障害者基本法と障害者基本計画

### (1) 障害者基本法

昭和45(1970)年に成立した障害者基本法(制定時の題名「心身障害者対策基本法」。平成5年改題)は、平成5(1993)年に第1次、平成16(2004)年に第2次の改正が行われた。

その後、2006年12月に障害者の権利に関する条約(いわゆる「障害者権利条約」)が国連総会で採択され、我が国は平成19(2007)年9月28日に同条約に署名<sup>(21)</sup>した。同条約は、第30条(文化的な生活、レクリエーション、余暇及びスポーツへの参加)<sup>(22)</sup>の第1項において鑑賞・享受する権利、第2項において創造・表現する権利に対し、適当な措置をとることを締約国に課している。この第30条を含む障害者権利条約のいくつかの条文を挙げ、「わが国の国内法との整合性を考える上で影響を与える内容を含んでいる」とする意見<sup>(23)</sup>がある。

障害者権利条約の批准に先立つ国内法制の整備<sup>(24)</sup>の一環として、平成23(2011)年8月、障害者基本法の第3次改正が行われた。改正後の同法第1条には、「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によつて分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため」が加えられた。さらに、文化的諸条件の整備等について規定した第22条は、「障害者の文化的意欲を満ち、若しくは障害者に文化的意欲を起こさせ、又は障害者が自主的かつ積極的にレクリエーションの活動をし、若しくはスポーツを行うことができるようにするため」が、「障害者が円滑に文化芸術活動、スポーツ又はレクリエーションを行うことができるようにするため」と改められた。この改正について

(21) 批准は平成26(2014)年1月20日、公布は同年1月22日(平成26年条約第1号)、発効は同年2月19日。

(22) 「第30条 文化的な生活、レクリエーション、余暇及びスポーツへの参加」の条文は以下のとおり。

「1 締約国は、障害者が他の者との平等を基礎として文化的な生活に参加する権利を認めるものとし、次のことを確保するための全ての適当な措置をとる。

(a) 障害者が、利用しやすい様式を通じて、文化的な作品を享受する機会を有すること。

(b) 障害者が、利用しやすい様式を通じて、テレビジョン番組、映画、演劇その他の文化的な活動を享受する機会を有すること。

(c) 障害者が、文化的な公演又はサービスが行われる場所(例えば、劇場、博物館、映画館、図書館、観光サービス)を利用する機会を有し、並びに自国の文化的に重要な記念物及び場所を享受する機会をできる限り有すること。

2 締約国は、障害者が、自己の利益のためのみでなく、社会を豊かにするためにも、自己の創造的、芸術的及び知的な潜在能力を開発し、及び活用する機会を有することを可能とするための適当な措置をとる。」

(23) 小澤温「障害者福祉制度の近年の動向と課題」『社会保障研究』2巻4号、2018、p.444。

(24) 平成23(2011)年8月の障害者基本法改正、平成24(2012)年6月の障害者自立支援法(平成17年法律第123号。改正後題名「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(通称「障害者総合支援法」))改正、平成25(2013)年6月の障害者差別解消法(「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」平成25年法律第65号)の成立及び障害者雇用促進法(「障害者の雇用の促進等に関する法律」昭和35年法律第123号)改正など一連の関係法の整備を行った。詳しくは、岡村美保子「わが国の障害者施策—障害者権利条約批准のための国内法整備を中心に—」『レファレンス』777号、2015.10、pp.27-55。<[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_9516703\\_po\\_077702.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_9516703_po_077702.pdf?contentNo=1)> 参照。

は、従来の「福祉を進める」という施策者側の視点から、当事者の人権・権利の保障の視点に大きく踏み出したという評価<sup>(25)</sup>がある。

## (2) 障害者基本計画

昭和 57 (1982) 年に「国連障害者の十年」<sup>(26)</sup>の国内行動計画として「障害者対策に関する長期計画」が策定された。障害者施策に関する我が国初めての長期計画である<sup>(27)</sup>。平成 5 (1993) 年にはその後継計画として「障害者対策に関する新長期計画—全員参加の社会づくりをめざして—」が策定され、同年 12 月の第 1 次改正後の障害者基本法に基づく障害者基本計画と位置付けられた<sup>(28)</sup>。以後、現在まで 4 次にわたる障害者基本計画が策定されている。

障害者の文化芸術活動について、第 1 次計画 (平成 5 (1993) ~14 (2002) 年度)<sup>(29)</sup>では、スポーツやレクリエーション及び文化活動を行う施設の整備と指導者の養成を掲げた。

第 2 次計画 (平成 15 (2003) ~24 (2012) 年度)<sup>(30)</sup>では、障害者自身が多様なスポーツ・文化芸術に親しみやすい環境を整備するという観点から、障害者が利用しやすい施設・設備の整備や指導員等の確保に加え、字幕や音声ガイドによる案内サービス、利用料や入館料の軽減、障害者芸術・文化祭の充実、各種の文化・芸術関連行事の積極的支援を挙げた。

第 3 次計画 (平成 25 (2013) ~29 (2017) 年度)<sup>(31)</sup>では、障害者の芸術活動に対する支援や、障害者の芸術作品の展示等を推進するための仕組みの検討・推進、日本語字幕の付与や音声ガイドの制作等のバリアフリー映画の普及に向けた取組の推進等が追加された。同計画では障害者の芸術活動に対する支援を掲げたが、障害者の芸術活動には「定着した名称がなく、「アール・ブリュット」<sup>(32)</sup>、「アウトサイダー・アート」<sup>(33)</sup>、「エイブル・アート」<sup>(34)</sup>、「ボーダレス・ア

(25) 藤岡毅「2011 年改正障害者基本法の意義—障がい者制度改革の成果—」『総合リハビリテーション』41 巻 8 号, 2013.8, p.715.

(26) 国連は 1981 年を国際障害者年と定め、翌年の 1982 年 12 月に「障害者に関する世界行動計画」を決議し、1983~1992 年を「国連障害者の十年」と宣言した。(総理府障害者対策推進本部担当室「障害者に関する世界行動計画の履行及び国連障害者の十年 (仮訳)」『月刊障害者問題情報』74 号, 1989.5, p.31.)

(27) 「障害者基本計画」(平成 14 年 12 月 24 日閣議決定) p.1. 内閣府ウェブサイト <<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/kihonkeikaku.pdf>>

(28) 同上

(29) 「障害者対策に関する新長期計画の概要」内閣府ウェブサイト <<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/keikaku.html>>; 『障害者対策に関する新長期計画—全員参加の社会づくりをめざして 関係資料集—』中央法規出版, 1993.

(30) 「障害者基本計画」前掲注<sup>(27)</sup>

(31) 「障害者基本計画」(平成 25 年 9 月 27 日閣議決定) 内閣府ウェブサイト <<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/pdf/kihonkeikaku25.pdf>> また、これまでの障害者基本計画と異なり、障害者権利条約をかなり意識した内容になっている点で特徴的である、という意見がある。(小澤 前掲注<sup>(23)</sup>, p.446.)

(32) 「〔仏〕art brut「手を加えていない芸術」という意味。「生(き)の芸術」と訳すこともある。意識的に作られたものではない作品のこと。画家ジャン・デュビュッフェの命名で、特に当時精神病と見なされた人々、幼児などの造形を指すが、伝統的な素材を用いないデュビュッフェ自身の作品もこの名で呼ばれることがある。デュビュッフェによって第二次大戦後に集められたそれらの膨大なコレクションは、現在ローザンヌのアール・ブリュット美術館で公開されている。」(益田朋幸・喜多崎親編著『岩波西洋美術用語辞典』岩波書店, 2005, p.21.)

(33) 「〔英〕outsider art「部外者の美術」という意味。既成の美術制度(教育、評価、団体など)の外側にいる者によって制作された作品のことで、結果として、知的障害者などによる造形を意味する。民族芸術、原始芸術、子どもの作品をふくめる場合もあった。」(同上, p.2.)「作者が「障害者」であるかどうかは問題にはされない。」(橋本明「アウトサイダー・アートを巡る旅」『生涯発達研究』6 号, 2014.3, p.27.)

(34) 「可能性の芸術」を意味する造語。平成 7 (1995) 年に日本で始まった障害者芸術をとらえ直す運動エイブル・アート・ムーブメントから、障害者芸術を指す言葉としても用いられる。活動実践の意義については次を参照。結城俊哉「障がいの者の芸術的創造性の支援方法に関する障がいの者アートの研究—アウトサイダー・アート(アール・ブリュット)発見以後の障がいの者アート実践の展開—」『立教大学コミュニティ福祉研究所紀要』3 号, 2015.11, pp.8-11.



ト」<sup>(35)</sup>など様々な関連する概念や表現がある」という注<sup>(36)</sup>を付している。

第4次計画（平成30（2018）～34（2022）年度）<sup>(37)</sup>では、障害者政策委員会<sup>(38)</sup>の意見を受け、計画期間中に2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されることから、これまで小項目の1つであった「文化芸術活動・スポーツ等の振興」が独立した施策分野に「格上げ」<sup>(39)</sup>された。文化芸術活動の充実に向けた社会環境整備の項では、障害者のニーズに応じた相談体制の整備、関係者のネットワークづくり等の取組、触察資料の提供、ユニバーサルデザインの理念に立った工夫・配慮等が追加された。

第4次計画の別表として掲げられている関連成果目標の「10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興」に記された指標や目標値は、表1のとおりである。

表1 「文化芸術活動の充実に向けた社会環境の整備」に係る指標・目標値

指標	目標値	直近の値
障害者芸術文化活動普及支援事業の採択団体数	平成31（2019）年度 47団体	平成28（2016）年度 10団体
特別支援学校等の子供たちが優れた舞台芸術を鑑賞・体験することにより「豊かな心や感性、創造性を育むことができた」と回答したイベント等の開催校の割合	平成34（2022）年度 90%	平成27（2015）年度 89.4%

（出典）「障害者基本計画（第4次）」（平成30年3月30日閣議決定）内閣府ウェブサイト <<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/pdf/kihonkeikaku30.pdf>> を基に筆者作成。

具体的な施策の事例としては、平成13（2001）年に厚生省（当時）が、「国連障害者の十年」を記念し、障害者の「完全参加と平等」の実現を図るシンボリックな施設として、大阪に国際障害者交流センター（愛称「BiG-i ビッグ・アイ」）<sup>(40)</sup>を設置したことが挙げられる。また、第1次計画で「障害者だけでなく、一般市民も加わった芸術祭活動」<sup>(41)</sup>とした全国障害者芸術・文化祭<sup>(42)</sup>が、同年に大阪府で開催されるなど、国による障害者の文化芸術活動推進策は徐々に本格化していく。第3次計画の最終年度である平成29（2017）年度には、厚生労働省が行う障害者の芸術文化活動支援として①障害者芸術文化活動普及支援事業（「障害者の芸術活動支援モデル事

(35) 障害者の作品を一般のアーティストの作品と並列して見せることで、「健常者と障害者」、「福祉とアート」など様々なボーダー（境界）を越えていくという試みを指す。（「NO-MAの特徴」ボーダレス・アートミュージアム NO-MA ウェブサイト <<http://www.no-ma.jp/about/index.html>>）

(36) 「障害者基本計画」前掲注(31), p.20.

(37) 「障害者基本計画（第4次）」（平成30年3月30日閣議決定）内閣府ウェブサイト <<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/pdf/kihonkeikaku30.pdf>>

(38) 障害者基本法の第3次改正の際、障害者基本計画の策定又は変更に当たって調査審議や意見具申を行うとともに、計画の実施状況について監視や勧告を行うための機関として、内閣府に設置された。

(39) 障害者政策委員会「障害者基本計画（第4次）の策定に向けた障害者政策委員会意見」2018.2, p.6. 内閣府ウェブサイト <[http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/seisaku\\_iinkai/pdf/kihon\\_keikaku/dai4honbun\\_rubinashi.pdf](http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/seisaku_iinkai/pdf/kihon_keikaku/dai4honbun_rubinashi.pdf)>

(40) 「About BiG-i ビッグ・アイとは」国際障害者交流センターウェブサイト <[http://big-i.jp/contents/about/about\\_big-i.html](http://big-i.jp/contents/about/about_big-i.html)>

(41) 『障害者対策に関する新長期計画—全員参加の社会づくりをめざして 関係資料集—』前掲注(29), p.28.

(42) 障害者の芸術及び文化活動への参加を通して、障害者本人の生きがいや自信を創出し、障害者の自立と社会参加を促進するとともに、障害に対する国民及び県民の理解と認識を深めるため、全国持ち回りで開催。（「障害者芸術・文化祭の開催」厚生労働省ウェブサイト <[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/shougai/shahukushi/sanka/bunka.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougai/shahukushi/sanka/bunka.html)>）平成13（2001）年に第1回を大阪府で開催。昭和61（1986）年に第1回を東京都で開催した国民文化祭と、同じ地域・同じ期間で一体開催するようになったのは、平成29（2017）年の奈良県開催の第17回（国民文化祭は第32回）からである。

業」<sup>(43)</sup>で培った支援ノウハウを全国展開)、②文芸、美術、音楽、演劇等の分野で構成する全国障害者芸術・文化祭の開催、③障害者芸術・文化祭のサテライト開催事業の3つの事業が掲げられている<sup>(44)</sup>。

芸術活動支援の推進に係る平成25(2013)年度の厚生労働省予算額は3600万円であったが、モデル事業を開始した平成26(2014)年度と翌年度は1.3億円、平成28(2016)年度に1.5億円、平成29(2017)年度に2.5億円、平成30(2018)年度に2.8億円となった<sup>(45)</sup>。

## 2 障害者福祉関連の条例における「文化芸術」と施策

### (1) 障害者福祉関連の条例における「文化芸術」

都道府県による障害者福祉に関する条例のうち、その条文等に「文化芸術」を明記しているものは9ある。平成25(2013)年に沖縄県、平成26(2014)年に京都府、平成27(2015)年に徳島県、平成28(2016)年に山形県、宮崎県、埼玉県、平成29(2017)年に静岡県、鳥取県、平成30(2018)年に福井県で当該の条例が制定されている<sup>(46)</sup>。

法律名に初めて「文化芸術」を取り込んだ文化芸術振興基本法の制定が平成13(2001)年であり、障害者基本法の第3次改正により「文化」が「文化芸術」に改正されたのが平成23(2011)年であることに鑑みると、障害者福祉関連の法律に「文化芸術」という語が取り入れられるには10年の歳月を要し、条例に取り入れられるまでにはさらに2年以上の月日を要したことになる。

障害者が文化芸術活動等に参加できる環境の整備の理由として、沖縄県は「障害のある人の地域における生活の質を高めるため」(第34条)と記している。文化芸術活動の振興の目的について、徳島県は「自立及び社会参加が促進されるよう」(第30条)とし、鳥取県は「その能力を十分に発揮できる環境を整備するとともに、その活動の成果を発表する機会を確保する」(第30条)としている。

### (2) 障害者福祉としての施策

平成16(2004)年6月の障害者基本法の第2次改正によって、それまで努力義務であった障害者計画の策定が義務化された。附則により、その施行期日は、都道府県は改正法施行日(同年

43) 「障害者の芸術活動への支援を推進するための懇談会中間とりまとめ」2013.8.26. 厚生労働省ウェブサイト <<https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12201000-Shakaiengokuyokushougaiihokenfukushibu-Kikakuka/0000017410.pdf>>を踏まえ、芸術活動を行う障害者及びその家族並びに福祉事業所等での障害者の芸術活動のうち、絵画、陶芸などの作品を作る美術分野の支援を行う者を支援するモデル事業。背景や内容については次を参照。品川文男「「障害者の芸術活動支援モデル事業」の取組と今後の展望」『ノーマライゼーション』36巻10号, 2016.10, pp.12-14.

44) 厚生労働省障害保健福祉部自立支援振興室「厚生労働省における障害者の芸術文化活動支援について」(文化審議会第15期文化政策部会(第4回)資料1-2)2017.10.13. 文化庁ウェブサイト <[http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/seisaku/15/04/pdf/r1398035\\_02.pdf](http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/seisaku/15/04/pdf/r1398035_02.pdf)>

45) 「予算」厚生労働省ウェブサイト <<http://www.mhlw.go.jp/wp/yosan/yosan/>>

46) 「沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例」(平成25年条例第64号)、「京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例」(平成26年条例第20号)、「障害のある人もない人も暮らしやすい徳島づくり条例」(平成27年条例第71号)、「山形県障がいのある人もない人も共に生きる社会づくり条例」(平成28年条例第25号)、「障がいのある人もない人も共に暮らしやすい宮崎県づくり条例」(平成28年条例第23号)、「埼玉県手話言語条例」(平成28年条例第17号)、「静岡県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例」(平成29年条例第17号)、「鳥取県民みんなで進める障がい者が暮らしやすい社会づくり条例」(平成29年条例第27号)、「障害のある人もない人も幸せに暮らせる福井県共生社会条例」(平成30年条例第11号)

6月4日)から、市町村は平成19(2007)年4月1日からとなった。平成25(2013)年度末時点で、47都道府県及び20指定都市全てで障害者計画が策定されている。市区町村においては、1,722の市区町村のうち、1,631の市区町村で計画が策定されており、策定率は94.7%である<sup>(47)</sup>。以下に、計画と施策の実例を取り上げる。

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催地である東京都は、平成30(2018)～32(2020)年度を計画期間とする「東京都障害者・障害児施策推進計画」を策定した。その基本理念を「1 全ての都民が共に暮らす共生社会の実現」、「2 障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現」、「3 障害者がいきいきと働ける社会の実現」とした上で、施策目標を5つ掲げた。その第1の目標「共生社会実現に向けた取組の推進」においては「スポーツ・文化芸術活動や生涯学習・地域活動等への参加の推進」を取り上げた。文化芸術活動の推進に係る取組の方向性として、「東京を舞台に、障害者を含めた誰もが芸術文化に親しみ、創作を行うことを通じて、国内外の障害者等あらゆる人が交流し、相互理解を育むことのできる都市の実現に向け、引き続き障害者アートへの支援や障害者の鑑賞・参加を促す活動の推進等、文化の面で世界で最も進んだバリアフリーな都市として認知される取組を展開していきます。」<sup>(48)</sup>としている。

また、埼玉県では、障害者の芸術活動に特化して助成する制度としては全国初の「障害者人材育成資金」を平成20(2008)年度から設け、障害者の優れた芸術発表活動(学術・美術・音楽・舞台芸術・文学の5分野)の費用(一人当たりの上限50万円)の補助を開始した<sup>(49)</sup>。大阪府では、平成20(2008)年度から「アートを活かした障がい者の就労支援事業」を開始した。障害者の作品を“現代美術”として評価するとともに、アーティストとしての自立可能性を公民協働で模索し<sup>(50)</sup>、平成20(2008)年10月には「アートを活かした障がい者の就労支援懇話会」を立ち上げ、翌年3月に提言を取りまとめた<sup>(51)</sup>。

鳥取県では、平成27(2015)年3月に「鳥取県障がい者芸術・文化活動推進委員会」を設置し、「芸術・文化活動に取り組む障がい者本人やその家族を支援するための施策等について意見をいただく」<sup>(52)</sup>としている。

なお、平成18(2006)年に施行された障害者自立支援法(平成17年法律第123号。平成24年「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(通称「障害者総合支援法」)と改題)に基づき<sup>(53)</sup>、山口県では障害者の創作活動の機会を提供するため、パステル画・七宝焼、パッチワー

(47) 「地方公共団体における障害者計画の策定状況等について(平成26年3月31日現在)」内閣府ウェブサイト <<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/chihoutop.html>>

(48) 「東京都障害者・障害児施策推進計画(平成30年度～平成32年度)」p.22. 東京都福祉保健局ウェブサイト <[http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/shougai/shougai\\_shisaku/shougai\\_keikaku/keikaku30\\_32.files/dai2syou1.pdf](http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/shougai/shougai_shisaku/shougai_keikaku/keikaku30_32.files/dai2syou1.pdf)>

(49) 「障害者人材育成に県が資金 学術・芸術の発表活動支援」『朝日新聞』(埼玉版)2008.6.6; 「才能のある障害者 埼玉県が育成資金」『産経新聞』2008.6.24; 「障害者アート:障害=個性の生み出す芸術性に光を 県が支援に本腰」『毎日新聞』(埼玉版)2008.7.11.

(50) 佐々木雅幸監修『アート市場への挑戦—障がい者の芸術表現の可能性—』大阪市立大学都市研究プラザ, 2015, p.5.

(51) アートを活かした障がい者の就労支援懇話会「アートを活かした障がい者の就労支援に関する提言」2009.3. 大阪府ウェブサイト <<http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/2525/00007980/teigen.doc>>

(52) 「鳥取県障がい者芸術・文化活動推進委員会」鳥取県ウェブサイト <<http://www.pref.tottori.lg.jp/263496.htm>>

(53) 障害者自立支援法第5条第6項において「生活介護」を定義し、常時介護を要する障害者として厚生労働省令で定める者につき、入浴、排せつ、食事の介護と並んで、「創作的活動又は生産活動の機会の提供」もこれに該当するとした。



クの教室などが、平成 19（2007）年 4 月から始められている<sup>(54)</sup>。一方、同法によりサービス体系の再編や障害程度区分の導入<sup>(55)</sup>が行われ、比較的重度の障害者を対象とした事業に創作的活動の機会の提供が含まれるとしたため、「作品を制作する環境を失った障害者も存在する」<sup>(56)</sup>という指摘がある。長崎県では、新しいサービス体系への移行や、報酬の算定方法の変更による収入減<sup>(57)</sup>のため、作品に取り組む余裕を失う福祉施設が出てきたことから、県障害者作品展の参加施設が減る傾向があり、平成 21（2009）年の第 35 回をもって終了となっている<sup>(58)</sup>。

### 3 文化芸術基本法と基本方針・基本計画

以上は障害者福祉の面からみた施策であるが、文化芸術の面からの施策については、次のとおりである。

#### (1) 文化芸術基本法

文化芸術基本法は、第 2 条第 3 項において「文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、国民がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない」との基本理念を示している。国民の鑑賞等の機会の充実について定める第 21 条<sup>(59)</sup>には「障害者」という語は含まれていない。一方、平成 29（2017）年の改正時、続く第 22 条に、「国は、高齢者、障害者等が行う文化芸術活動の充実を図るため、これらの者の行う創造的活動、公演等への支援、これらの者の文化芸術活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする」と下線部分を追加<sup>(60)</sup>し、国が障害者の創造・表現への支援等を講ずるものとした。

54 「障害者アート 独創性と可能性」『朝日新聞』（山口版）2009.5.28.

55 サービスの体系を「施設」から「事業」単位とし、新しい福祉サービスの体系を、介護給付、訓練等給付、地域生活支援事業に再編。また、障害福祉サービスの必要性を明らかにするため、「障害程度区分」を設けた。（障害者福祉研究会編『逐条解説障害者自立支援法』中央法規出版、2007、pp.25, 31.）なお、創作的活動が含まれる「生活介護」は介護給付のうちの 1 つであり、障害程度区分判定で一定程度以上と判定された障害者を対象とするサービスである。（塩見洋介・濱畑芳和『障害者自立支援法活用の手引き—一制度の理解と改善のために—』かがわ出版、2006、pp.18-19, 21.）

56 服部正「アウトサイダー・アートと障害者自立支援法」『兵庫県立美術館研究紀要』2 号、2008、p.18.

57 事業者への報酬が、毎月一定額を支払う「月払い方式」から、日々のサービス利用実績に応じて支払う「日払い方式」に改められた。利用者が減り、減収となる事業者が生じることも考えられる。（障害者福祉研究会編 前掲注<sup>55</sup>、pp.32-33.）

58 「最後の障害者作品展」『朝日新聞』（長崎版）2009.2.2. なお、長崎県障害者芸術祭等で障害者の作品の展示・販売は継続されている。（「平成 29 年度第 18 回長崎県障害者芸術祭の開催」長崎県ウェブサイト <<http://www.pref.nagasaki.jp/press-contents/320587/>>）

59 「第 21 条 国は、広く国民が自主的に文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、これらに関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。」

60 河村・伊藤編著 前掲注<sup>4</sup>、p.111。「法制定時は、高齢者、障害者等が文化芸術の鑑賞、参加、創造活動を一層行いやすくするよう、（中略）主としてハード面の環境の整備を例示として明示していた」、「今回の改正法では、高齢者や障害者による文化芸術作品が人々の本来有する創造性が発揮されたものとして高い評価を受ける中で、これらの人の文化芸術活動そのものを推進するため、主としてソフト面での「創作、公演等への支援」を例示として明示するものである。」としている。



## (2) 文化芸術の振興に関する基本方針・基本計画

同法の平成 13 (2001) 年 12 月の施行後、文化芸術の振興に関する施策の基本方針が定められた。第 1 次 (平成 15 (2003) ~19 (2007) 年度) の「文化芸術の振興に関する基本的な方針」<sup>(61)</sup>では、「高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実」の一項が設けられ、①文化施設等において、高齢者、障害者、子育て中の保護者等が文化芸術を鑑賞、参加、創造しやすい環境の整備の促進、②文化芸術活動の公演・展示等において、字幕や音声案内サービス、託児サービス、利用料や入館料の軽減などの様々な工夫や配慮等の促進、③高齢者、障害者、子育て中の保護者等の文化芸術活動に配慮した活動を行う団体等の取組の促進、が盛り込まれた。

第 2 次 (平成 19 (2007) ~23 (2011) 年度) の方針<sup>(62)</sup>では「施設のバリアフリー化」<sup>(63)</sup>が追加された。第 3 次 (平成 23 (2011) ~27 (2015) 年度) の方針<sup>(64)</sup>では、「文化芸術立国」の実現を目指して 6 つの重点戦略を掲げたが、障害者に関する施策は明示されていない。平成 25 (2013) 年 9 月に 2020 年オリンピック・パラリンピック競技大会が東京で開催されることが決定した後、第 4 次 (平成 27 (2015) ~32 (2020) 年度) の方針<sup>(65)</sup>では、重点戦略の 1 つとして「文化芸術活動に対する効果的な支援」を掲げ、施策として「障害者の優れた芸術作品の所在や制作活動の現状把握や展示等を推進し、障害者の芸術活動の振興を図る。」が掲げられた。

平成 28 (2016) 年 11 月には文化審議会からの答申「文化芸術立国の実現を加速する文化政策 (答申)」<sup>(66)</sup>が出された上、文化芸術基本法の平成 29 (2017) 年の改正により、政府はこれまでの「文化芸術の振興に関する基本的な方針」ではなく、「文化芸術に関する施策に関する基本的な計画」を定めることとなった (同法第 7 条)<sup>(67)</sup>。文化審議会第 15 期文化政策部会の下に設けられた基本計画ワーキンググループにおいて、基本計画案の検討が進められた。障害者が創造的活動をしていることを明記してほしいというヒアリング結果を受けて、基本計画案の戦略 1 に「障害者等が行う自由な表現活動が活発に行われるような環境を整備するとともに、文化芸術を創造し、支える人材の育成・充実を図る」という文言が盛り込まれた<sup>(68)</sup>。

平成 30 (2018) 年 3 月に閣議決定された文化芸術推進基本計画 (第 1 期)<sup>(69)</sup>では「今後 5 年間

(61) 「文化芸術の振興に関する基本的な方針」(平成 14 年 12 月 10 日閣議決定) 文化庁ウェブサイト <[http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka\\_gyosei/hoshin/kihon\\_hoshin\\_1ji/index.html](http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/hoshin/kihon_hoshin_1ji/index.html)>

(62) 「文化芸術の振興に関する基本的な方針」(平成 19 年 2 月 9 日閣議決定) 同上 <[http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka\\_gyosei/hoshin/kihon\\_hoshin\\_2ji/index.html](http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/hoshin/kihon_hoshin_2ji/index.html)>

(63) 平成 18 (2006) 年にバリアフリー新法という通称の「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(平成 18 年法律第 91 号) が成立した。

(64) 「文化芸術の振興に関する基本的な方針」(平成 23 年 2 月 8 日閣議決定) 文化庁ウェブサイト <[http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka\\_gyosei/hoshin/kihon\\_hoshin\\_3ji/index.html](http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/hoshin/kihon_hoshin_3ji/index.html)>

(65) 「文化芸術の振興に関する基本的な方針—文化芸術資源で未来をつくる— (第 4 次基本方針)」(平成 27 年 5 月 22 日閣議決定) 同上 <[http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka\\_gyosei/hoshin/kihon\\_hoshin\\_4ji/index.html](http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/hoshin/kihon_hoshin_4ji/index.html)>

(66) 文化審議会「文化芸術立国の実現を加速する文化政策 (答申) —「新・文化庁」を目指す機能強化と 2020 年以降への遺産 (レガシー) 創出に向けた緊急提言—」2016.11.17. 同上 <[http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/sokai/sokai\\_16/pdf/bunkageijutsu\\_rikkoku\\_toshin.pdf](http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/sokai/sokai_16/pdf/bunkageijutsu_rikkoku_toshin.pdf)>

(67) 河村・伊藤編著 前掲注(4), p.98.「改正法では、文化芸術の振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の関連分野における施策を法律の範囲に取り込むものであり、(中略)文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進することが必要である」ことから、「基本方針」を「基本計画」に改めたとしている。

(68) 「文化審議会第 15 期文化政策部会基本計画ワーキンググループ (第 5 回) 議事録」2017.12.7, p.12. 文化庁ウェブサイト <[http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/seisaku/15/wg/kihon\\_05/pdf/r1399247\\_01.pdf](http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/seisaku/15/wg/kihon_05/pdf/r1399247_01.pdf)>

(69) 「文化芸術推進基本計画—文化芸術の「多様な価値」を活かして、未来をつくる— (第 1 期)」(平成 30 年 3 月 6 日閣議決定) 同上 <[http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka\\_gyosei/hoshin/pdf/r1389480\\_01.pdf](http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/hoshin/pdf/r1389480_01.pdf)>

の文化芸術政策の基本的な方向性等」で6つの戦略を掲げ、「障害者芸術文化活動」の主管官庁を厚生労働省とした<sup>(70)</sup>。また、障害者関係の多数の施策が「戦略4 多様な価値観の形成と包摂的環境の推進による社会的価値の醸成」に盛り込まれ、指標項目として「障害者の文化芸術活動の参加割合」を挙げた。この指標については「第1期計画期間中に指標の開発について検討し、中間評価に反映することを目指す。」と記載されている<sup>(71)</sup>。上記の基本計画ワーキンググループの検討<sup>(72)</sup>に際しても、「障害者の文化芸術活動の参加率」を指標としたが、現在ふさわしい調査がないとしている。

推進法の第18条では障害者による文化芸術活動の推進に関する取組の効果的な実施に資するよう情報の収集等を規定していることから、障害者の文化芸術活動に対する現状把握を進め、進捗を測るにふさわしい指標の開発が期待される。

## 4 文化振興のための条例、計画等への波及と施策

### (1) 文化振興のための条例、計画等への波及

47都道府県のうち、文化振興に関する条例を制定しているのは平成30(2018)年3月現在、30都道府県である<sup>(73)</sup>。最も制定が早いのは昭和58(1983)年制定の東京都であり、熊本県(昭和63(1988)年)、北海道(平成6(1994)年)、富山県(平成8(1996)年)<sup>(74)</sup>が続いた。平成13(2001)年の文化芸術振興基本法(平成23(2011)年に「文化芸術基本法」と改題)の制定以後、鳥取県(平成15(2003)年)<sup>(75)</sup>を皮切りに条例制定が相次いだ<sup>(76)</sup>。

30の条例のうち、名称に「文化芸術」の語を含む13の条例は、全て文化芸術基本法制定以後に制定されている。また、文化芸術基本法制定以前の条例には「障害者」という語が含まれていないが、制定以後の26の条例のうち「障害者」若しくは「障がい者」という語を含み何らかの規定がある条例は18(文化芸術基本法制定以後に制定された条例の69.2%、全体では60%)を数える。

したがって、文化芸術基本法制定後に、文化振興に関する条例が多くの府県で制定されたが、それらは必ずしも「障害者」に言及しているわけではないことになる。推進法の成立・施行を踏まえ、今後の動きを注視する必要がある。

また、文化芸術基本法の平成29(2017)年の改正において、都道府県及び市町村の教育委員会は「地方文化芸術推進基本計画」を定めるよう努めるとされた(第7条の2)。平成13(2001)年の文化芸術振興基本法の制定以後、文化政策の計画、指針等は37都道府県(78.7%)、247市区町

(70) 「文化芸術推進基本計画(第1期)の概要」p.2. 同上 <[http://www.bunka.go.jp/koho\\_hodo\\_oshirase/hodohappyo/\\_icsFiles/afieldfile/2018/03/05/a1402067\\_02.pdf](http://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/hodohappyo/_icsFiles/afieldfile/2018/03/05/a1402067_02.pdf)>

(71) 「進捗状況を把握するための指標について(現状データ集)」「文化芸術推進基本計画—文化芸術の「多様な価値」を活かして、未来をつくる—(第1期)」前掲注(69), 参考資料, p.15.

(72) 「文化審議会第15期文化政策部会基本計画ワーキンググループ(第4回)議事録」2017.10.5, p.5. 文化庁ウェブサイト <[http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/seisaku/15/wg/kihon\\_04/pdf/r1397096\\_01.pdf](http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/seisaku/15/wg/kihon_04/pdf/r1397096_01.pdf)>

(73) 文化庁「地方における文化行政の状況について(平成28年度)」2018.7, p.16. <[http://www.bunka.go.jp/tokei\\_haku\\_sho\\_shuppan/tokeichosa/chiho\\_bunkagyosei/pdf/r1393030\\_01.pdf](http://www.bunka.go.jp/tokei_haku_sho_shuppan/tokeichosa/chiho_bunkagyosei/pdf/r1393030_01.pdf)>によれば、平成29(2017)年10月1日現在で29都道府県で制定済みであるが、平成30(2018)年3月に「山形県文化基本条例」が公布・施行された。

(74) 東京都文化振興条例(昭和58年条例第46号)、熊本県文化振興基本条例(昭和63年条例第40号)、北海道文化振興条例(平成6年条例第31号)、富山県民文化条例(平成8年条例第36号)

(75) 鳥取県文化芸術振興条例(平成15年条例第53号)

(76) 「2001年12月に公布、施行された文化芸術振興基本法の影響である」(根木・佐藤 前掲注(5), pp.172-173.)

村で策定されている（平成 29（2017）年 10 月 1 日現在<sup>(77)</sup>）。37 都道府県の文化政策の計画、指針等のうち、障害者による文化芸術活動に言及している計画等は 31（83.8%）である。

## (2) 障害者による文化芸術活動振興に関する特徴的な施策

都道府県による障害者の文化芸術振興の施策は多いが、例えば滋賀県では平成 23（2011）年 2 月に、「滋賀がアジアのオール・ブリュットの拠点に」という基本方針と、障害者の造形活動の振興等の目標を知事が発表<sup>(78)</sup>して様々な施策を進めている<sup>(79)</sup>。都道府県における特徴的と思われる施策の例を表 2 に示す。なお、東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた文

表 2 都道府県における障害者による文化芸術活動振興に関する特徴的な施策の例

都道府県	内容
滋賀県	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 24（2012）年 3 月 「障害福祉サービス事業所の造形活動における作品の著作権等の保護のための指針～著作権等保護ガイドライン～」策定 オール・ブリュットインフォメーション&amp;サポートセンター（通称アイサ）の運営支援という形で、自治体が主導する取組としては全国で初めて著作権保護の支援を開始<sup>注1</sup>。</li> <li>平成 25（2013）年 2 月 「オール・ブリュットネットワーク」設立 美術、福祉、医療、研究機関、行政等各分野の関係者間の交流促進・課題解決を目指す全国組織。</li> <li>平成 28（2016）年 3 月 「滋賀県文化振興基本方針（第 2 次）～文化で滋賀を元気に！～」策定 文化振興施策の重点に「芸術創造の促進」を掲げ、「オール・ブリュット（生の芸術）の振興」を明記。</li> <li>平成 31（2019）年 近代美術館（新生美術館）をオープンし、オール・ブリュット作品の収集及び常設展を行う予定<sup>注2</sup>。</li> </ul>
東京都	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 27（2015）年 3 月 「東京文化ビジョン」策定 東京都の芸術文化振興における基本指針であり、その 8 つの文化戦略のうちの 1 つとして「あらゆる人が芸術文化を享受できる社会基盤を構築」することを掲げて、障害者が芸術文化を享受できる仕組みを推進する方向性を打ち出す。また、10 の主要なプロジェクトの 1 つとして「障害者アートへの支援や障害者の鑑賞・参加を促す活動の推進等、文化の面でバリアフリーな都市として認知される取組の展開」を掲げ、東京都現代美術館に「オールブリュット」発表の場を設置するとともに、障害者の芸術創造活動や鑑賞・参加を促す NPO 等の活動を支援する<sup>注3</sup>。</li> </ul>
岡山県	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 30（2018）年 3 月 「おかやま文化振興ビジョン（2018～2027）」策定 施策の方向性の 1 つに「障害のある人の文化活動の推進」を挙げ、その成果指標として次の 2 つを掲げている。①岡山県主催の障害者アート展への応募点数【平成 34（2022）年度の目標値：250 点】、②岡山県が認定する beyond2020 プログラム<sup>注4</sup>のうち、障害者にとってのバリアを取り除く取組を含むプログラム認定件数の累積数【平成 32（2020）年度の目標値：1,100 件】<sup>注5</sup></li> </ul>

(注 1) 「オール・ブリュット～滋賀からの発信～」滋賀県ウェブサイト <<http://www.pref.shiga.lg.jp/a/kikaku/art-brut/artbrut-hassin.html>>

(注 2) 「滋賀県文化振興基本方針（第 2 次）」pp.19, 34. 同上 <<http://www.pref.shiga.lg.jp/c/kemmin-s/kihonhoshin/files/houshin.pdf>>

(注 3) 「東京文化ビジョン」pp.8-9. 東京都生活文化局ウェブサイト <[http://www.seikatubunka.metro.tokyo.jp/bunka/bunka\\_seisaku/houshin\\_torikumi/files/0000000210/00.pdf](http://www.seikatubunka.metro.tokyo.jp/bunka/bunka_seisaku/houshin_torikumi/files/0000000210/00.pdf)>; 「アートを身近に、障害者と共生、東京五輪、文化も祭典、企画提案真っ盛り」『日本経済新聞』2015.10.31.

(注 4) 「2020 年以降を見据え、日本の強みである地域性豊かで多様性に富んだ文化を活かし、成熟社会にふさわしい次世代に誇れるレガシーの創出に資する文化プログラムを「beyond2020 プログラム」として認証」するもの。「日本文化の魅力発信する事業・活動」又は「多様性・国際性に配慮し、障害者にとってのバリアを取り除く取組若しくは外国人にとっての言語の壁を取り除く取組のいずれかを含んだ事業・活動」が認証要件である。「beyond2020 プログラムとは」首相官邸ウェブサイト <[https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tokyo2020\\_suishin\\_honbu/beyond2020/about/](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tokyo2020_suishin_honbu/beyond2020/about/)>

(注 5) 「おかやま文化振興ビジョン（2018-2027）」2018.3, p.22. 岡山県ウェブサイト <[http://www.pref.okayama.jp/uploaded/life/556012\\_4449612\\_misc.pdf](http://www.pref.okayama.jp/uploaded/life/556012_4449612_misc.pdf)>

(出典) 筆者作成。

(77) 文化庁 前掲注(73), pp.19-21.

(78) オール・ブリュット・ジャポネ凱旋展ギャラリートークの知事セッションにおいて、オール・ブリュット振興に関する提案を発表。「滋賀ならではのオール・ブリュットの歴史」2011.2.5. 滋賀県ウェブサイト <<http://www.pref.shiga.lg.jp/a/kikaku/art-brut/files/201102chijiteigen.pdf>>; 「障害者の作品 凱旋展 パリで大絶賛 大津で 308 点紹介」『朝日新聞』（滋賀版）2011.2.4.

(79) 「オール・ブリュット～滋賀からの発信～」同上 <<http://www.pref.shiga.lg.jp/a/kikaku/art-brut/artbrut-hassin.html>>



化プログラムで、障害者による芸術などを振興するため、「障がい者の芸術文化活動推進知事連盟」が、平井伸治鳥取県知事を発起人として、13の都県の知事により平成28(2016)年3月に設立された。障害者の美術品の展覧会や舞台芸術祭などを、参加自治体が持ち回りで開催する<sup>(80)</sup>。平成30(2018)年10月現在、36の都道府県知事が参加している<sup>(81)</sup>。国よりも行政領域が縦割りではなく、文化・芸術関係の政策を知事や市町村長ら首長がリーダーシップを発揮して推進する場合があるため、地方公共団体に可能な限り権限と責任を付与していく方が、より効果的、効率的な文化行政を展開することができるという意見<sup>(82)</sup>もあり、地方公共団体による今後の施策展開が注目される。

## 5 文化庁・厚生労働省等の共催による懇談会

以上のように、障害者福祉と文化芸術の面から、国や地方自治体において障害者の文化芸術活動推進のための施策が推進される中、文化庁・厚生労働省等の共催による懇談会が複数開催された。

### (1) 障害者アート推進のための懇談会

平成19(2007)年に、池坊保子文部科学副大臣(当時)が「芸術のみならず、教育・社会福祉などの様々な分野に感動の輪を広げたい」として、文部科学省と厚生労働省の共催による「障害者アート推進のための懇談会」が立ち上げられ、報告書の取りまとめが行われた<sup>(83)</sup>。この報告書においては、推進のための具体的方策として、以下の4つが挙げられた。

- ① 芸術としての「障害者アート」：作品の収集・収蔵状況の調査研究、美術館の学芸員等との連携の促進、大学・大学院等における人材育成
- ② 普及啓発・鑑賞機会の拡充：「障害者アート」展示への支援、国の庁舎等における展示、国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭の活用、シンポジウム等を活用した本取りまとめの周知
- ③ 福祉の場における芸術活動の支援：福祉の場における芸術創造活動の実態調査、障害者の芸術創造活動の環境づくり、障害者の芸術創造活動の成果を活用した就労形態などの検討
- ④ その他考えられるもの：公募展に対する後援や顕彰、障害者の芸術鑑賞機会の拡充（「ユニバーサル・ミュージアム」の推進）

この懇談会を受けて平成20(2008)年6月に開催されたシンポジウム「障害のある人たちが創造するアート」において、建畠哲国立国際美術館長(当時)は、芸術の振興と福祉が一体化するのか疑問に思っていたが、不可分だと思ふに至ったとして、「トップを称揚し、すそ野を広げるしかない」と述べている<sup>(84)</sup>。

<sup>80</sup> 「障害者の芸術、知事らが支援」『朝日新聞』2016.3.31; 「障害者文化活動支援へ知事連盟、13都県」『日本経済新聞』2016.3.31.

<sup>81</sup> 「知事連盟構成都道府県(平成28年11月28日更新)」鳥取県ウェブサイト <<https://www.pref.tottori.lg.jp/260687.htm>>; 鳥取県(障がい福祉課)「鳥取県障がい者による文化芸術活動推進計画」2018.10, p.5. <<https://www.pref.tottori.lg.jp/secure/1145689/suishinkeikaku.pdf>>

<sup>82</sup> 丹下甲一「文化政策における文化・芸術的価値の正当性確保の構造」『文化経済学』6巻3号, 2009.3, pp.45-46.

<sup>83</sup> 『ぬくもりのある日本、みんなが隠れた才能をもっている—障害のある人たちが創造するアート—』障害者アート推進のための懇談会, 2008.

<sup>84</sup> 「障害者アート 目立つ「表現本位」の声」『朝日新聞』2008.7.16.



## (2) 障害者の芸術活動への支援を推進するための懇談会

平成 25 (2013) 年 6 月から 7 月には、文化庁・厚生労働省の共催により、「障害者の芸術活動への支援を推進するための懇談会」が、計 3 回行われた。同年 8 月の「中間とりまとめ」<sup>(85)</sup>では、具体的な支援の在り方として次の 3 つが示された。

- ① 障害者、その家族、支援者等に対する支援の在り方：相談支援の充実、障害者の芸術作品に関する権利保護、地域において障害者の芸術活動を支援する人材の育成、障害者による芸術鑑賞への支援
- ② 障害者の優れた芸術作品の展示等を推進するための仕組み：優れた芸術作品の評価・発掘や保存及び展示機会の確保等、作品の販売や商品化への支援、障害者の芸術作品の評価・発掘・発信等を行う人材の育成、障害者の芸術鑑賞のための環境づくり
- ③ 関係者のネットワークの構築等

なお、「本懇談会としては、福祉分野を所管する厚生労働省と芸術文化の振興を所管する文化庁が相互に連携・協力し、この取りまとめの方向に沿った取組を着実に推進していくことを強く望む」<sup>(86)</sup>と結ばれている。

## (3) 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた障害者の芸術文化振興に関する懇談会

その直後、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催が平成 25 (2013) 年 9 月に決定し、平成 27 (2015) 年 11 月には同大会に関する施策推進のための基本方針が閣議決定された。障害者の芸術振興については、「共生社会の実現を図る観点も含め、障害のある人たちがその個性・才能をいかして生み出す芸術作品を世界に発信するため、大会に向けて障害者の文化芸術活動を推進する。」<sup>(87)</sup>と記された。文化庁と厚生労働省は、「2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた障害者の芸術文化振興に関する懇談会」(座長：本郷寛東京芸術大学美術学部教授)を、平成 27 (2015) 年 6 月の第 1 回以降、平成 30 (2018) 年 3 月の第 4 回まで開催した。第 1 回では、障害者による芸術活動への支援の方向性については「裾野を広げる」、「優れた才能を伸ばす」という 2 つの視点を踏まえて仕組みを作っていくことが重要であるという認識をメンバー間で共有した<sup>(88)</sup>。第 2 回では、障害者の芸術活動は地域と密着していることから、オリンピックで目指されている地方創生や地方活性化との親和性が指摘された<sup>(89)</sup>。第 4 回では、厚生労働省及び文化庁による当会議体と、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会とがばらばらに動くのではなく、連携をとって進んでいくことの重要性や、障害者による作品の販売や商品化など障害者が自立するための仕組みをオリンピックのレガシー(遺産)とすることへの言及等がなされた<sup>(90)</sup>。

<sup>(85)</sup> 「障害者の芸術活動への支援を推進するための懇談会中間とりまとめ」前掲注(43)

<sup>(86)</sup> 同上, p.8.

<sup>(87)</sup> 「2020 年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針」(平成 27 年 11 月 27 日閣議決定) p.10. 首相官邸ウェブサイト <[https://www.kantei.go.jp/jp/topics/2015/2020olymp\\_paralym/20151127olymp\\_kihonhoshin.pdf](https://www.kantei.go.jp/jp/topics/2015/2020olymp_paralym/20151127olymp_kihonhoshin.pdf)>

<sup>(88)</sup> 「2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた障害者の芸術文化振興に関する懇談会 第 1 回議事録」2015.6.30. 厚生労働省ウェブサイト <<https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000138907.html>>

<sup>(89)</sup> 「2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた障害者の芸術文化振興に関する懇談会 第 2 回議事録」2015.12.9. 同上 <<https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000138913.html>>

### Ⅲ 推進法成立以後の動き

平成 25 (2013) 年発足の超党派の国会議員による「障害者の芸術文化振興議員連盟」<sup>(91)</sup>は、平成 28 (2016) 年には政府や自治体に対して障害者による文化芸術活動への財政支援を求める議員立法の骨子案をまとめた<sup>(92)</sup>。「はじめに」で述べたように平成 30 (2018) 年 6 月 7 日に推進法が成立した<sup>(93)</sup>。以下に成立以後の動きを述べる。

#### 1 障害者文化芸術活動推進会議と有識者会議

文化庁、厚生労働省、経済産業省その他の関係行政機関で構成する障害者文化芸術活動推進会議（以下「推進会議」という。）の設置が推進法の第 20 条で定められており、第 1 回会議が平成 30 (2018) 年 8 月 8 日に開催された。外務省、文部科学省、文化庁、厚生労働省、経済産業省、国土交通省の職員によって構成され、議長は文化庁文化部長、副議長は厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長である<sup>(94)</sup>。

また、同条第 2 項の規定に従い、学術経験を有する者によって構成する障害者文化芸術活動推進有識者会議（以下「有識者会議」という。）が設置された。以下、平成 30 (2018) 年 9 月 26 日に開催された第 1 回有識者会議の内容を紹介する。

まず、関係機関から障害者の文化芸術活動の推進に向けた取組について説明がなされた<sup>(95)</sup>。厚生労働省は、障害者の自立と社会参加促進という観点から文化芸術活動の支援に取り組んできた、とした。文化庁は、平成 31 (2019) 年度の概算要求において「障害者による文化芸術活動推進事業」として 5.2 億円を要求し、高齢者や障害者等がより文化芸術に親しむ環境を醸成していく、とした。経済産業省は、障害者の文化芸術創造の機会拡大や発表機会を確保する取組を紹介した後、このような取組が民間ベースで進むことを通じて障害者の文化芸術活動の推進に寄与していきたい、とした。国土交通省は、文化芸術施設など建築物におけるバリアフリー化を推進している、とした。内閣官房東京オリンピック・パラリンピック推進本部事務局は、beyond2020<sup>(96)</sup>の認証件数が 7,000 件を超え、障害者芸術というカテゴリーのものが 87 件含まれることを紹介し、オリンピック・パラリンピックの機会を通じて障害者芸術の推進に寄与するよう取り組んでいく、とした。

90 「2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた障害者の芸術文化振興に関する懇談会 第 4 回 議事録」2018.3.7. 同上 <<https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000204935.html>>

91 「障害ある人が自由に創作「オール・ブリュット」 世界で注目 法整備も進む」『東京新聞』2014.4.14, 夕刊。

92 「「障害者芸術の支援を」超党派議連が議員立法骨子案」『朝日新聞』2016.10.22; 田端一恵「障害者の芸術文化振興議員連盟の発足と拠点活動」日本発達障害連盟編『発達障害白書 2015 年版』明石書店, 2014, p.152.

93 公布、施行は平成 30 (2018) 年 6 月 13 日。

94 「障害者文化芸術活動推進会議の設置について」2018.8.8. 文化庁ウェブサイト <[http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kondankaito/shogaisha\\_bunkageijutsu/01/pdf/r1408206\\_02.pdf](http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kondankaito/shogaisha_bunkageijutsu/01/pdf/r1408206_02.pdf)>

95 以下、「障害者文化芸術活動推進有識者会議」2018.9.26. 厚生労働省ウェブサイト <[https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000204935\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000204935_00001.html)> による。

96 「2020 年以降を見据え、日本の強みである地域性豊かで多様性に富んだ文化を活かし、成熟社会にふさわしい次世代に誇れるレガシーの創出に資する文化プログラムを「beyond2020 プログラム」として認証」するもの。「beyond2020 プログラムとは」首相官邸ウェブサイト <[https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tokyo2020\\_suishin\\_honbu/beyond2020/about/](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tokyo2020_suishin_honbu/beyond2020/about/)>

関係機関からの説明の後、議事に入り、有識者会議の構成員から、推進法に期待することについて次のように多様な意見・指摘・要望等が示された。

- ・推進法によって健常者と障害者が分断されるのではないかという懸念がある。
- ・文化芸術基本法と切り分けて法律を作る必要があったのか疑問である。
- ・推進法が議員立法であったため途中経過が全くわからなかったが、文化芸術基本法で踏み込まなかった芸術性の高い作品を評価することが第12条と第14条<sup>(97)</sup>に出てくることについて、これは非常に難しい問題<sup>(98)</sup>である。
- ・推進法が美術にかなり寄っていて舞台、実演芸術に関する言及が弱い。
- ・障害者を中心に置いて支援者・住民・行政が連携して地域で支援体制をつくることで芸術活動が進むと考えている。
- ・地方行政が縦割りで障害者福祉系と文化振興系に分かれているが、障害福祉の分野、文化振興の分野に通じてコーディネートできる人材の育成が必要である。
- ・指導者の確保、活動環境の整備、専門知識が必要である。
- ・文化と福祉両方の横断的な取組を基本計画に落とし込んでほしい。
- ・既存の文化芸術推進基本計画（第1期）と障害者基本計画（第4次）<sup>(99)</sup>の推進に、推進法に基づく基本計画が大きく寄与していくのではないかと。
- ・障害者の芸術活動の社会的な価値の転換や再評価に大きく寄与する可能性を秘めている。
- ・推進法ができたことの周知徹底を図り、理解を促進する必要がある。

以後2回の有識者会議で意見を聴取しつつ、推進法第7条で規定する国の基本計画案作成のために設置されたワーキンググループにおいて、計画案作成に向けた作業が開始されている。平成31（2019）年1月に第2回推進会議、2月のパブリックコメントを経て基本計画を公表する予定となっている<sup>(100)</sup>。

## 2 地方自治体の取組

推進法第8条において、地方公共団体は国が定める基本計画を勘案して障害者による文化芸術活動推進計画を策定することが努力義務とされた。これを受けて、早急に計画の策定に取り

(97) 「第12条 国及び地方自治体は、芸術上価値が高い障害者の作品等が適切な評価を受けることとなるよう、障害者の作品等についての実情の調査及び専門的な評価のための環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、芸術上価値が高い障害者の作品等について適切に記録及び保存が行われることとなるよう、その保存のための場所の確保その他の必要な施策を講ずるものとする。」

「第14条 国及び地方公共団体は、芸術上価値が高い障害者の作品等に係る販売、公演その他の事業活動について、これが円滑かつ適切に行われるよう、その企画、対価の授受等に関する障害者の事業者との連絡調整を支援する体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。」

「芸術上価値が高い」という表現は、他に「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」（平成24年法律第49号）の第10条に「歴史上又は芸術上価値が高い実演芸術の継承及び発展」とあり、「文化財保護法上の重要無形文化財に該当する高い価値を持つ「伝統芸能」を想定している、と解されている。（根木昭・佐藤良子『公共ホールと劇場・音楽堂法』（文化とまちづくり叢書 文化政策の法的基盤 2）水曜社、2013、p.169.）

(98) 障害者の文化や芸術に関する科目を有している大学がほとんどなく、専門家が育っていない中で、誰が「芸術上価値が高い」と評価するのかが不透明であるとの指摘。

(99) いずれも計画期間は平成30（2018）～34（2022）年度。

(100) 「基本計画策定の流れ」（第1回障害者文化芸術活動推進有識者会議 資料2）2018.9.26. 厚生労働省ウェブサイト <<https://www.mhlw.go.jp/content/12201000/000361288.pdf>>



組むとしたのは鳥取県である。鳥取県障がい者芸術・文化活動推進委員会<sup>(101)</sup>において平成 30 (2018) 年 8 月 1 日に検討が開始され<sup>(102)</sup>、同年 10 月に「鳥取県障がい者による文化芸術活動推進計画」が「全国に先駆けて」<sup>(103)</sup>策定された。推進法の関係条項に沿って、推進方針と今後の取組の方向性を示した上、数値目標を設定しており、達成状況を上記委員会において点検・評価していくとしている<sup>(104)</sup>。

また、推進法第 16 条においては、地域ごとの身近な相談体制の整備を掲げている。岩手県では、障害者の文化芸術活動の裾野を広げるため、障害者やその家族、障害福祉サービス事業所等を対象とした支援の一環として、岩手県障がい者芸術活動支援センター<sup>(105)</sup>で、創作環境の整備や作者の権利保護等について相談窓口を開設し、平成 30 (2018) 年 9 月 3 日から受付を開始した<sup>(106)</sup>。静岡県では、文化芸術活動を通じて障害者の社会参加や、障害に対する県民の理解促進を図るため、県内初の支援拠点として静岡県障害者文化芸術活動支援センターを平成 30 (2018) 年 9 月 19 日に開設した。業務の遂行に必要な知識・経験を有する専任職員を配置し、文化芸術活動に取り組む障害者や事業所から、支援方法、環境整備、権利の保護、鑑賞支援、作品の販売・公演や記録・保存及び地域や海外の障害者芸術などの国際交流に関する相談等を受け付け、関係機関の紹介や専門的知見によるアドバイスをを行うとしている<sup>(107)</sup>。

## おわりに

「文化芸術」には文学、音楽、美術、書道、華道、茶道、演劇、舞踊、ダンス、映画、芸能など多くのジャンルが含まれる。また、「障害」は多様であり、障害者の年齢や居住地等により文化芸術活動の目的や鑑賞・創造するにあたっての支援方法などは多岐にわたっている。「障害者」と一言でくくってしまうことでその言葉に含まれた多様性が見えにくくなってしまふ場合があり、「障害種別ごとにいろいろな組織があって、みな縦割りで、横につながりという機会が少な<sup>(108)</sup>」い、という意見もある。これまで、福祉施策と文化施策はそれぞれの法律・条例やそれに基づく計画等により様々に実施されてきたことを述べた。推進法の成立により、さらに両施策の融合を図り、効果的な施策を進める時期にきているといえよう。

(101) 障がい者の芸術・文化活動について県内一体となって推進していくため、平成 27 (2015) 年 3 月 18 日設置。「鳥取県障がい者芸術・文化活動推進委員会」前掲注(52);「障害者がアート 県、学ぶ場を提供 推進計画案」『読売新聞』(鳥取版) 2018.8.29.

(102) 「鳥取県障がい者芸術・文化活動推進委員会平成 30 年度第 2 回推進会議(臨時会議)の開催」鳥取県ウェブサイト <<http://db.pref.tottori.jp/pressrelease.nsf/webview/00BA7C9DA68B9419492582D60000FAA3?OpenDocument>>

(103) 「鳥取県障がい者による文化芸術活動推進計画」の策定について」同上 <<https://www.pref.tottori.lg.jp/280667.htm>>

(104) 鳥取県(障がい福祉課) 前掲注(81), p.6.

(105) 障害者芸術文化活動普及支援事業として、平成 30 (2018) 年度は 24 都道府県が「障害者芸術文化活動支援センター」を開設している。また、それぞれの支援センターを支援する「広域支援センター」は 5 か所、美術分野、舞台芸術分野それぞれに全国を横断的に支援する連携事務局を設置している。(平成 30 年度障害者芸術文化活動普及支援事業連携事務局「障害者芸術文化活動普及支援事業」2018.10. 障害者芸術文化活動普及支援事業ウェブサイト <<http://renkei-sgsm.net/wp-content/uploads/2018/10/hukyushien.pdf>>)

(106) 「岩手県障がい者芸術活動支援センターの相談窓口の開設について」岩手県ウェブサイト <<http://www.pref.iwate.jp/bunka/shinkou/067857.html>>

(107) 「相談受付 / 対応窓口」静岡県障害者文化芸術活動支援センターみらーとウェブサイト <<https://mirart-shizuoka.com/consultation.html>>;「障害者の芸術活動 相談して」『読売新聞』(静岡版) 2018.9.16.

(108) 「(パラリンピック座談会) アートがつなぐ共生社会」『産経新聞』2017.5.14.



2017年10月下旬に、フランス西部のナント市で日本の障害者の文化芸術の祭典が催され<sup>(109)</sup>、知的障害者や精神障害者の絵画や陶芸作品900点以上の展示や、知的障害者による和太鼓や伝統芸能、現代劇などの上演が行われ、多くの観客が鑑賞した。日本では「遊び」、「レクリエーション」、「治療（アートセラピー）」、「健康づくり」と思われているこれらの作品群が、外国では「芸術」として評価されている。モノの消費よりも健康、教育や文化・芸術に先進国の関心に移りつつあるという指摘<sup>(110)</sup>がある中、障害者による文化芸術活動は、障害者福祉と文化芸術の両面で、更なる拡がりや深みを増す段階にきている。鑑賞、創造・表現、自立の機会を平等にして裾野を広げることと、優れた作品を評価し後世に残すこととを共に進めることが肝要であろう。

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けての準備が進み、障害者による文化芸術活動に接する機会が増している。この気運を逃さず、今後の障害者による文化芸術活動推進に向けた方策の立案に向けて、障害の有無にかかわらず共生社会の実現のために何をどのように行うかの議論が一段と深まることが期待される。

(いしわたり ひろこ)

(109) 田端一恵「World Now フランス・ナントでうごいたもの、うごかされたもの—2017 ジャパン×ナントプロジェクト—障害者の文化芸術国際交流事業レポート」『ノーマライゼーション』38巻1号, 2018.1, pp.44-46.

(110) 「日本の障害者芸術：好評 仏ナント市で作品・舞台披露 盛況、連日1500人鑑賞」『毎日新聞』2017.11.19.